

Number

01

改正の経緯・意義

新法の特徴・構成

通則・裁判所(1条~9条)

高田裕成 Takata Hiroshige	東京大学教授 (司会)	古谷恭一郎 Furuya Kyoichiro	大阪地裁判事 (前・最高裁家庭局参事官)
金子 修 Kaneko Osamu	法務省民事局 民事法制管理官	増田勝久 Masuda Katsuhisa	弁護士
窪田充見 Kubota Atsumi	神戸大学教授	山本克己 Yamamoto Katsumi	京都大学教授
畑 瑞穂 Hata Mizuho	東京大学教授		

I. 総論

1. 研究会の趣旨

高田 家事審判法の改正により、家事事件手続法が制定され、平成25年には施行されることになっております。そこで家事審判法改正に係る法制審議会（以下「法制審」）の部会での議論に参加された方々と、家事事件手続について造詣の深い研究者にお集まりいただき研究会を開催することにいたしました。ジュリストでは民事手続法の改正に当たって、立法の経緯について情報を提供するというに加えて、立法によって生じた、あるいは生じうる解釈論上の問題、実務上の問題を自由にご議論いただく研究会を開催しておりますが、今回も同趣旨の研究会を企画した次第です。本日はその第1回ということでございます。最初に自己紹介をお願いしたいと思います。

畑 東京大学の畑でございます。民事手続法の研究者です。今回の改正では、法制審の部会に幹事として参加いたしました。後ほど少し出てくることになるとは思いますが、その前の段階の研究会にも参加しております。

山本 京都大学で民事手続法を教えております、山本克己です。私は畑さんとは違いまし

て、家事事件手続法の法制審には全く関わっておりません。必要があつて、去年条文を通読したのですが、すごい法律ができたなと驚嘆したことがある程度です。中身について十分な理解をしているわけではありません。この研究会にどれだけ貢献できるかわかりませんが、少なくとも自分の勉強にはなるだろうということで参加させていただいたような次第です。

窪田 神戸大学の窪田でございます。民法を担当しております。私も山本さんと同様、家事事件手続法の法制審には参加しておりません。ただ、家族法の研究者として、ちょうど同じ時期に開催されておりました児童虐待防止関連親権制度部会のほうに参加させていただきました。家事事件手続法については全くの素人ですし、また手続法についても専門家ではありませんので、おそらくこの研究会でも素人じみた発言、大変に初歩的な発言あるいは質問をさせていただくことになろうかと思いますが、それも私の役割ではないかということでお許し願いたいと思います。今回の研究会では、民法研究者の立場から家事事件手続法について理解を深めることができればと思っております。

増田 弁護士の増田でございます。法制審には部会の幹事として参加させていただきました。